

安全狩猟近畿連合猟友会射撃大会

フィールド競技規則

1、 射撃場設備（射面表示等）

- ① 射面の表示は、トラップ射撃方式のダブル射撃を行う射面をA射面、トラップ射撃方式のシングル射撃を行う射面をB射面、ラビット射撃（地上移動標的射撃）を行う射面をC射面、スキート射撃を行う射面をD射面とする。

【A射面＝ダブルトラップ射撃】

- ① 射台の位置は、標的放出機から5m地点とする。
- ② 標的の放出箇所は、射撃する各射台に対応する標的放出箇所とし、中央の放出機から放出する標的を第1標的、左右いずれかの放出機から放出する標的を第2標的とする。なお、標的は同時に放出する。
- ③ 標的の到達距離は、55mから60m程度とする。
- ④ 標的の飛行高さは、射台の表面の高さで標的放出機から10mの地点で2mから3m程度とする。
- ⑤ 標的の放出角度は、標的放出箇所の中央の放出機は0度、左右の放出機は左右各々5度程度とする。

【B射面＝シングルトラップ射撃】

- ① 射台の位置は、標的放出機から10m地点とする。
- ② 標的の放出箇所は、射撃する各射台に対応する標的放出箇所とする。
- ③ 標的の到達距離は、55mから60m程度とする。
- ④ 標的の飛行高さは、射台の表面の高さで標的放出機から10mの地点で2mから3m程度とする。
- ⑤ 標的の放出角度は、標的放出箇所の中央の放出機は0度、左右の放出機は左右各々15度から30度程度とする。

【C射面＝ラビット射撃】

- ① 射台は、5箇所とし、各々1・2・3・4・5番射台とする。
- ② 標的の放出形式は、地上の左右2軌道に標的を転がす形式とする。
- ③ 標的の軌道は、幅1m程度のゴム・樹脂製品などを平坦に敷設したもの又は同等程度に整備したものとする。
- ④ 射台と軌道の距離は、15mから30m程度とする。
- ⑤ 射撃の範囲は、左右2軌道が3番射台の前方任意も地点で交差する軌道上の左右各々10m程度とする。
- ⑥ 標的の放出速度は、秒速2mから5m程度とする。
- ⑦ 標的の放出順位は、左側の放出機から先に放出し、次に右側の放出機から放出する。
- ⑧ 射撃方法は、1番射台から各々射台に射撃する射団の1番選手から順に待機し、いわゆるトラップ射撃方式で射撃を行う。

【D射面＝シングル・ダブルスキート射撃】

- ① 射台の位置は、スキート射面の1番射台から7番射台とする。
- ② 標的の放出機の高さは左側放出機が3,05m、右側放出機が5mとする。
- ③ 標的の到達距離は、60m程度とする。
- ④ 標的の飛行高さは、射台の表面の高さでセンターポールの位置で左側の放出機から放出される標的を約5m、右側の放出機から放出される標的を約7mとする。
- ⑤ 標的の放出角度は、センターポールの位置から前方に左側の放出機を10度程度、右側の放出機を5度程度とする。
- ⑥ 標的の放出順位は、シングル射撃のとき、左側の放出機から先に、放出し、次に右側の放出機から放出する。又、ダブル射撃のとき第1標的を左側の放出機から放出し、第2標的を右側の放出機から放出する。ダブル射撃の標的の放出間隔は、0,3から0,5秒程度とする。
- ⑦ 標的の放出に当たってはタイマーを使用しない。

2、 標的

- ① 標的の形状は、トラップ射撃及びスキート射撃は一般に使用されているものとし、ラビット射撃は直径10cmの円盤形状のものとする。
- ② 標的の色は、トラップ射撃及びスキート射撃は、有色標的（オレンジ色系統）及び白色標的（「白色標的は、非狩猟鳥又は、人畜家屋など発砲が禁止されている物体などを見なす」以下同じ）とする。ラビット射撃の標的の色は特に定めない。
- ③ 1ラウンド中若干個を白色標的とし、他は有色標的とする。
- ④ 白色標的の放出順位は不規則とする。

3、 銃器など

- ① 同一の猟銃で全射撃を行う。使用猟銃は登録するものとし、それ以外の猟銃の使用を禁止する。
- ② カッコンペンセイターの使用を禁止する。但し、マズルブレーキはこの限りではない。なお、銃身、チョークなどの使用は特に制限しない。

4、 使用装弾

- ① 使用装弾は7 1/2号（9号）以下とする。但し、装弾の銃量は問わない。

5、 選手の数など

- ① 同一選手がトラップ射撃（A・B射面）、ラビット射撃（C射面）及び、スキート射撃（D射面）を通して行う。
- ② チーム内の選手の射撃順位は、Aクラス・Bクラス・Cクラスの順とする。
- ③ 1射団は、選手6名で構成する。但し、参加選手数により1射団の数を調整することができる。

6、 射撃数など

【A射面＝ダブルトラップ射撃】

- ① 射撃数は、ダブル射撃で 40 個とする。
- ② 1 回の射撃に装弾を 2 個装填してダブル射撃を行う。

【B射面＝シングルトラップ射撃】

- ① 射撃数は、シングル射撃で 20 個とする。
- ② 1 回の射撃に装弾を 2 個（追射分）装填してシングル射撃を行う。

【C射面＝ラビット射撃】

- ① 射撃数は、シングル射撃で 20 個とする。
- ② 1 回の射撃に装弾 2 個装填し、左右の標的放出機から放出される標的を各々コールして各 1 個（左 1 個次に右 1 個）を射撃する。

【D射面＝シングル・ダブルスキート射撃】

- ① 射撃数は、1 番射台から 3 番射台までシングル射撃 2 回（2 個）とダブル射撃 1 回（2 個）及び 4 番射台から 7 番射台までシングル射撃 2 回（2 個）計 20 個とする。
- ② シングル射撃の場合は、装填を 2 個装填して左右の標的放出機から放出される標的を各々コールして各 1 個（左 1 個次に右 1 個）を射撃する。
- ③ ダブル射撃の場合は、1 回の射撃に装弾を 2 個装填して左右の標的放出機から放出される標的をコールして行う。

7、 審判

- ① 審判は、主審判員 1 名、副審判員 2 名で行うものとする。なお、選手及び監督は、審判を行うことが出来ない。保安委員は通路、事前待機、射撃待機中に著しく本大会に趣旨に大きく反する場合、注意、警告、失格、退場などの処分を上訴ジュリーに提訴することが出来る

8、 命令・失中等の判定（各射面共通）

- ① 登録した猟銃以外の猟銃を使用した場合は、違反が発覚したラウンドの得点を失中とみなす。なお、減点は記録のとおりとする。
- ② カッコンペンセイターを使用した場合は、違反が発覚したラウンドの得点を失中とみなす。なお、減点は記録のとおりとする。
- ③ 選手控え場における猟銃・実包の保管管理は、自己の管理下におく。所用で席を外すときは、監督又はチーム員に見張りを依頼する。
 - a これを怠った場合 2 点減点
 - b 実包が装填されていた場合 選手失格
- ④ 選手は、選手控え場と射面の間を移動する場合は指定された通路を移動するものとする。この場合の猟銃の保持方法は、元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の腕の肘に託し、銃身を約 45 度下方に向ける（写真：A）。自動銃は銃把を握り、他の手で先台部を握るか又は腕の肘に託し、銃身を約 45 度上方に向ける（写真：B）

採点は次による。

- a 脱包を怠って（採点表に署名後）射面を離れた場合 選手失格
 - b 指定した携帯方法を行わなかった場合 2点減点
 - c 歩行中転倒した場合 2点減点
 - d 銃口を人に向けた場合 2点減点
- ⑤ 射撃順番に遅れた選手は棄権とみなす。但し、当該ラウンド中に選手が射撃を申出た場合は、主審判員は、他の選手の射撃の妨げにならないように参加させるものとする（途中から射団に入る）この場合、競技に参加する以前の当該ラウンドの射撃を失中とみなす。
- ⑥ 射撃待機中（射団員全員が射撃を終了し、採点表に署名するために猟銃を銃架などに安置するまでの間）の猟銃の保持は、次のとおりとする。但し、汗を拭くなど緊急やむを得ない場合は、その旨の意思表示として帽子を脱ぎ、汗を拭くなどの用件を済ませる。この場合は、脱包し、猟銃を開放状態（元折銃は折ること）にし、地面などに安置するものとする。
- a 射台内での待機の場合
元折銃は猟銃を折り、腕の肘に託し、他の手で銃把を握り、銃口を標的放出方向に向けて保持（写真：D）し、自動銃の場合は、猟銃の銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃口を標的放出方向に向けて保持する（写真：D）。
 - b 1番射台の待機場での待機の場合
元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃身を約45度前下方に向けて保持（写真：E）し、自動銃は、猟銃の銃把を握り、他の腕に託して、銃身を45度上方に向けて保持する（写真：F）
 - c スキー射撃の順番待ちの場合
元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台部を握り、下方に向けて保持する。自動銃は猟銃の銃把を握り、他の手で先台部を握るか又は腕の肘に託し、銃身を約45度上方に向けて保持する（写真：G）
 - d 射面内の移動（射台と射台の間、5番射台から1番射台の控え場の間、射撃終了後採点表に署名するために銃架に安置するまでの間）の場合、元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃身を約45度下方に向けて保持（写真：H）し、自動銃は、猟銃の銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃身を約45度上方に向けて保持する（写真：G・中）。
 - e 上記の場合の採点（減点）方法は次の通りとする。
 - 指定保持方法を怠った場合 2点減点
 - 銃口を人に向けた場合 2点減点
- ⑦ 装弾の装填又は、脱包の際銃口を人に向けた場合は2点減点する。
- ⑧ 射撃当たって選手が射台に入り、装填した場合は、元折銃は、猟銃を折り、銃把を握り、他の手で先台部を握って、銃口を標的放出方向に向けて保持（写真：J）し、

- 自動銃は銃把を握り、他の手で先台部を握って、銃口を標的放出方向に向けて保持（写真：K）し、前の選手が射撃姿勢に入るまで装填してはならない。又、スキート射撃（元折銃・自動銃共）は猟銃の銃把を握り、他の手で先台部を握り、銃口を標的放出方向に向けて保持する（写真：L）これに違反した場合は、2点減点する
- ⑨ 装弾を装填し、猟銃を閉鎖し、待機姿勢（コール直前「銃把を握り、肩付け（写真：M・N）又は銃床を腰部（写真：O）に付け、銃口を標的が放出される方向に向け射撃体勢が整うまで」）までの間に用心鉄の中に指を入れたときは2点減点する。
 - ⑩ 標的が放出されるまでの選手の射撃（コール時）姿勢は、特別定めのないものとするが、射撃マナーなど秩序あるもの（例えば、上記⑨）とする。但し、主審判員は、猟銃の取扱いが未熟又は粗暴で、他の選手に迷惑になると判断した場合は、当該選手に対して射撃の中止（又は射団から除外）を宣告し、直ちに射撃を中止させることができる。なお、射撃中止後の当該ラウンドの射撃を失中とみなす。この場合、減点は記録のとおりとする。
 - ⑪ 猟銃を暴発させた場合は、選手資格が剥奪される。射撃中（当該選手を含む射団員が射撃中の場合）の場合は、主審判員は、直ちに射撃を中止（又は射団から除外）させる。
 - ⑫ 主審判員が選手に射撃を中止させた場合（⑩、⑪の場合）は、中止させたラウンド終了後直ちに当該選手名及び中止させた理由を大会委員長に報告しなければならない。猟銃取扱粗暴などで射撃を中止させられた選手のその後の処遇は大会委員長が裁定する。
 - ⑬ 試射を行ってはならない。これに違反した場合は2点減点する。
 - ⑭ スキート射撃は射台に入ったら迅速に、また、その他の射撃では、前の選手が撃ち終わったら迅速にコールするものとする。なお迅速にコールを怠った選手に対して主審判員が注意できるものとする。
 - ⑮ 標的が出割れの場合は、採点の対象とせず、撃ち直しとする。ダブル射撃のときの何れか1個が出割れの場合も同様とする。
 - ⑯ 白色標的を白色標的と認識して射撃しなかった場合は、命中したものとみなす。但し、白色標的を射撃した場合は失中とみなし、かつ3点減点する。
 - ⑰ 射撃に当たって白色標的が放出された時にこれを白色標的として認識して射撃しなかった場合は、直ちに猟銃を肩から降ろさなければならない。この行為を怠ったとき2点減点する。但し、ダブルスキート射撃の場合の第1標的が白色標的の場合はこの限りでない。
 - ⑱ 射台を離れるとき全て猟銃は、開放、脱包することとし、これを怠った場合は2点減点する。
 - ⑲ 猟銃の故障又は不発弾などにより発射できなかった場合は、失中とみなす。この場合の白色標的の有無は問わない。
 - ⑳ 主審判員は使用猟銃の故障で射撃の継続が不可能と判断した選手に対して射撃の中断を命ずることが出来る。なお故障した猟銃が使用可能になった場合は射撃を認めるものとする。射撃中断中の射撃を失中とみなす。また、故障した猟銃が使用可能に至らなかった場合には棄権とみなす。
 - ㉑ 規定装弾以外の装弾を使用した場合は、これが発覚したときまでの得点を失中とみなす。なお、減点は記録のとおりとする。なお、ラウンド毎の使用装弾数量は、ポケットに入れて携帯する。

- ㉔ この競技規則の規定で判定しがたい場合は撃ち直しとする。

【A射面＝ダブルトラップ射撃】

- ㉓ 射撃の順番は特に定めない。
- ㉔ 何れか1個の標的に2発射撃した場合は、その結果が記録される。
- ㉕ 何れか1個の標的が白色標的の場合、他の標的が有識標的であっても、これに射撃したときは、双方を失中とみなし、かつ、各3点減点する。この場合、次の事例が予想される。
- a 射撃した場合
- 第1標的：白色標的・第2標的：有色標的・失中2・減点6点
 - 第1標的：有色標的・第2標的：白色標的・失中2・減点6点
- b 射撃しなかった場合
- 第1標的：白色標的・第2標的：有色標的 得点2点
 - 第1標的：有色標的・第2標的：白色標的 得点2点
- ㉖ 第1標的を失中し、第2標的を射撃する前に第1標的と第2標的が衝突した場合、又は、第1標的を命中し、第2標的を射撃する前に第1標的の破片で第2標的を破砕した場合は撃ち直しとする。但し、この場合は白色標的が含まれているときは、結果が記録される。
- ㉗ 初矢又は二の矢が両標的に命中した場合（同射の場合）は、その結果が記録される。
- ㉘ 初矢と二の矢が同時に発射した場合（同発の場合）は、その結果が記録される。

【B射面＝シングルトラップ射撃】

- ㉙ 初矢が失中し、二の矢が発射された場合（追射の場合）は、その結果が記録される。
- ㉚ 同発の場合はその結果が記録される。この場合の標的が白色標的のときは3点減点する。

【C射面＝ラビットシングル射撃】

- ㉛ 1個の標的に2発射撃した場合は失中とみなす。

【D射面＝シングル・ダブルスキート射撃】

（シングル射撃の場合）

- ㉜ 1個の標的に2発射撃した場合は失中とみなす。

（ダブル射撃の場合）

- ㉝ 射撃の順番は、特に定めない
- ㉞ 何れか1個の標的に2発射撃した場合は、その結果が記録される
- ㉟ 第1標的を失中し、第2標的を射撃する前に第1標的と第2標的が衝突した場合、又は、第1標的を命中し、第2標的を射撃する前に第1標的の破片で第2標的を破

砕した場合は撃ち直しとする。この場合の色標的の有無は問わない。

- ③⑥ 初矢又は二の矢が両標的に命中した場合は（同射の場合）は、その結果が記録される。
- ③⑦ 初矢と二の矢が同時に発射した場合（同発の場合）は、その結果が記録される。

9、 入賞順位決定方法

- ① 団体競技における入賞順位の決定は、各府県 2 チームのうちより先ずチーム点全員の合計得点の高いチームを選定し、次に各府県から選定された 7 チームのうちより高得点順に 1～3 位を決める。この場合、同点のチームが 2 チーム以上あるときはチーム全員の D 射面の合計得点による。D 射面の合計得点と同点の場合は、その前の射面へと結果が出るまで続ける。全てのラウンドが同点の場合は、採点表（A 射面の A、B、C クラスの選手の順、次に A 射面の例により B、C 射面の順）により失中するまでの前の命中数により決定する。なお競射を行う場合は、チーム員の代表 1 名により A 射面で行い、先に失中した選手のチームは順位が下位となる。
- ② 個人競技における入賞順位の決定は、各選手の合計得点とよる。この場合において、同点の選手が 2 名以上ある場合は、D 射面の結果による。D 射面の得点と同点の場合は、その前の射面へと結果が出るまで続ける。全てのラウンドが同点の場合は、採点表（A、B、C、D 射面の順）により失中するまでの前の命中数により決定する。なお、これによっても順位が決定しない場合は、異なる結果（先に失中した選手は順位が下位となる）が出るまで競射を行う。

10、 附則

- ① 射撃大会の運営上特に必要ある場合は、細則を別途定めることができる。

安全狩猟全国射撃大会競技規則施行細則

- 1、 安全狩猟全国射撃大会競技規則の附則により次のとおり定める。
- 2、 猟銃と実包の保管管理及び保持携帯に関する減点の適用は次による。
 - ① 猟銃及び実包の保管管理（規則③）は、大会を通じて、1 回目の違反は注意とし、2 回目から所定の減点を行う。
 - ② 猟銃の保持携帯は、射面の選手控え場の往復（規則④）にあつては、大会を通じて、その他（規則⑥、⑦、⑧、⑨）については、各ラウンド毎に 1 回目の違反は、注意とし、2 回目から所定の減点を行う。
- 3、 ラビット射撃設備のない射撃場で開催しようとする場合は、安全狩猟全国射撃大会競技規則中のラビット射撃に関する規定に関わらず次の方法による。
 - ① 射面は、既存のスキート射撃設備を使用し、これを C 射面とする。
 - ② 射台は、スキート射面の 2 番射台、3 番射台、4 番射台、5 番射台及び 6 番射団の 5 箇所とし、それぞれ 1・2・3・4・5 番射台として、いわゆるスキート射撃方式で射撃を行う。
 - ③ 標的放出機の高さは、左側放出機が 3,05m、右側放出機が 1,07m とする。

- ④ 標的放出の高度は（仰角）は、センターポールで、右側放出機から放出される標識は、2m程度、左側の放出機から放出される標的は、3m程度の高度とする
- ⑤ 標的放出の方向は、センターポールから前方へ、右側の放出機を0～5度程度、左側の放出機を0～5度程度とする。
- ⑥ 射撃の範囲は、センターポールの左右約15m程度とする。
- ⑦ 標的の到達距離は、約50mとする。
- ⑧ 標的の放出順位は、左側放出機から先に放出、次に右側放出機から放出する。
- ⑨ 標的の形状は、スキート射撃に使用する標的とする。
- ⑩ 射撃数は、シングル射撃20個とする。
- ⑪ 1射台の射撃数を4個とし、先ず装弾を2個装填し、左右の標的放出機から放出される標的を各々コールして各1個（左1個次に右1個）を射撃し、これを2回行う。
- ⑫ 1個の標的に2発射撃した場合は失中とする。